群馬県の項を次のように改める。

群馬県	桐生市（旧勢多郡黒保根村の区域に限る。）、沼田市（旧利根郡利根村の区域に限る。）、藤岡市（旧多野郡鬼石町の区域に限る。）、みどり市（旧勢多郡東村の区域に限る。）、多野郡上野村、同郡神流町、吾妻郡中之条町（旧同郡六合村の区域に限る。）、同郡東吾妻町、利根郡片品村	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

埼玉県の項を次のように改める。

埼玉県	秩父市（旧秩父郡大滝村の区域に限る。）、秩父郡小鹿野町（旧同郡両神村の区域に限る。）、同郡東秩父村、児玉郡神川町（旧同郡神泉村の区域に限る。）	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

千葉県の項及び東京都の項中「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

新潟県の項を次のように改める。

新潟県	長岡市（旧古志郡山古志村、旧刈羽郡小国町、旧三島郡和島村及び旧北魚沼郡川口町の区域に限る。）、柏崎市（旧刈羽郡高柳町及び旧同郡西山町の区域に限る。）、十日町市、村上市（旧岩船郡関川村）、糸魚川市、妙高市（旧中頸城郡妙高村の区域に限る。）、上越市（旧東頸城郡大島村、旧同郡牧村、旧中頸城郡吉川町、旧同郡安塚町及び旧西頸城郡名立町の区域に限る。）、佐渡市（旧両津市、旧相川町、旧佐渡郡金井町、同郡新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂町、同郡赤泊村）、魚沼市（旧小出町、旧堀之内町、旧広神村、旧湯之谷村、旧入広瀬村、旧守門村、旧北魚沼郡堀之内町、旧同郡小出町の区域に限る。）、南魚沼市（旧六日町、旧大和町、旧塩沢町、旧北魚沼郡大湯温泉村、旧同郡湯之谷村の区域に限る。）、同郡湯沢町、同郡津南町、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、中魚沼郡津南町、岩船郡関川村、同郡粟島浦村	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

富山県の項を次のように改める。

富山県	富山市（旧婦負郡山田村及び旧同郡細入村の区域に限る。）、南砺市、下新川郡朝日町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

石川県の項中「珠洲市　加賀市（旧江沼郡山中町の区域に限る。）」を「珠洲市」に改め、「羽咋郡志賀町」の下に「（旧同郡富来町の区域に限る。）」を加え、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

福井県の項中「旧同郡越前町の区域に限る。）　大飯郡おおい町（旧遠敷郡名田庄村の区域に限る。）」を「旧同郡越前町の区域に限る。）、同郡南越前町、大飯郡おおい町（旧遠敷郡名田庄村の区域に限る。）」に、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

山梨県の項中「南巨摩郡富士川町（旧同郡鰍沢町の区域に限る。）」に、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

長野県の項を次のように改める。

長野県	長野市（旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村、旧同郡信州新町及び旧同郡中条村の区域に限る。）、旧同郡鬼無里村、旧同郡四賀村、旧南安曇郡奈川村及び旧同郡安曇村の区域に限る。）、松本市（旧東筑摩郡四賀村、旧南安曇郡奈川村及び旧同郡安曇村の区域に限る。）、飯山市、大町市（旧北安曇郡八坂村及び旧同郡美麻村の区域に限る。）、塩尻市（旧東筑摩郡片丘村及び旧同郡広丘村の区域に限る。）、伊那市（旧上伊那郡高遠町及び旧同郡長谷村の区域に限る。）、駒ヶ根市、同郡宮田村、旧下伊那郡南信濃村の区域に限る。）、飯田市（旧下伊那郡上村及び旧同郡南信濃村の区域に限る。）、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町（旧北佐久郡南相木村及び旧同郡北相木村の区域に限る。）、同郡阿智村（旧同郡浪合村及び旧同郡清内路村の区域に限る。）、同郡平谷村、同郡根羽村	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

岐阜県の項中「旧同郡坂取村」を「旧同郡板取村」に、「旧同郡上之保村の区域に限る。）　中津川市（旧長野県木曽郡山口村の区域に限る。）」を「旧同郡上之保村の区域に限る。）、中津川市（旧長野県木曽郡山口村の区域に限る。）　飛騨市」を「飛騨市」に改め、「（旧同郡春日村の区域に限る。）」を削り、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

静岡県の項中「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

愛知県の項中「新城市」の下に「（旧南設楽郡鳳来町及び旧同郡作手村の区域に限る。）」を加え、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

三重県の項を次のように改める。

三重県	津市（旧一志郡美杉村の区域に限る。）、松阪市（旧飯南郡飯南町及び旧同郡飯高町の区域に限る。）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、多気郡大台町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

滋賀県の項及び京都府の項中「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

兵庫県の項中「旧朝来郡山東町の区域に限る。）　淡路市（旧津名郡北淡町及び旧同郡一宮町の区域に限る。）」を「旧朝来郡山東町の区域に限る。）、淡路市（旧津名郡北淡町及び旧同郡一宮町の区域に限る。）」に、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

奈良県の項中「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

和歌山県の項を次のように改める。

和歌山県	田辺市　新宮市　海草郡紀美野町　伊都郡かつらぎ町　同郡九度山町　同郡高野町　日高郡由良町　同郡日高川町　西牟婁郡白浜町（旧同郡日置川町の区域に限る。）　同郡すさみ町　東牟婁郡那智勝浦町　同郡古座川町　同郡北山村　同郡串本町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

鳥取県の項を次のように改める。

鳥取県	鳥取市（旧八頭郡用瀬町、旧同郡佐治村及び旧気高郡青谷町の区域に限る。）、岩美郡岩美町　八頭郡若桜町　同郡智頭町　同郡八頭町（旧同郡八東町の区域に限る。）　東伯郡三朝町　西伯郡大山町　同郡日野町（旧日野郡溝口町の区域に限る。）　日野郡日南町　同郡日野町　同郡江府町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

島根県の項を次のように改める。

島根県	松江市（旧八束郡美保関町の区域に限る。）、浜田市（旧那賀郡三隅町及び旧同郡弥栄村の区域に限る。）、益田市、出雲市（旧簸川郡佐田町及び旧同郡多伎町の区域に限る。）、大田市、安来市、江津市、雲南市、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、邑智郡川本町、同郡美郷町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町、隠岐郡西ノ島町、同郡知夫村、同郡隠岐の島町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで